

焼津市水道料金等検針収納業務ほか
包括委託に関する公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月
焼津市上下水道部水道総務課

焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

第1条 目的

この要領は、焼津市（以下「市」という。）が委託する焼津市水道料金等検針収納業務、焼津市上下水道料金システム用ハードウェア機器等調達業務及び焼津市上下水道料金システム導入業務に関する包括委託について、住民サービス等の向上を図るため、委託業務を受託できる能力を有する事業者を選定するために必要となる手続き等について定めるものとする。

事業者選定にあたっては、高度な知識・技術、構想力、応用力が要求されることから、これらを満たす優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するものとする。

第2条 概要

(1) 委託業務名

焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託

(2) 業務実施場所

場所：静岡県焼津市祢宜島20番地の1

名称：焼津市水道庁舎内

(3) 業務内容

別添「焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託要求水準書（以下「水準書」という。）」のとおり。

第3条 提案価格上限額（予算額）

本業務契約に係る提案限度額は、665,730,450円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、この金額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すもので、本業務に係る見積書を提出する際は、この金額を越えてはならないことに留意すること。

なお、本業務受注者が現行システム事業者と異なる場合、現行システムからのデータ抽出は、市が費用負担し行うものとする。

また、システム稼働後のシステム及び機器の保守や修繕業務は本業務受注者が請け負うものとし、これに係る費用を「システムに関するランニングコスト」として、本業務内に含めるものとする。

第4条 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であるとともに、様式第1号「参加表明書」を提出後、市から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた事業者に限定する。

(1) 応募要件

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、本要領の目的を理解し、次に掲げる要件を有していなければならない。ただし、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、焼津市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- ① 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年2月7日焼津市告示第30号）第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項各号に掲げる者でないこと。
- ③ 役員等（役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。
- ⑧ 令和3年度以降、水準書「第2章 委託業務の内容」に規定する業務について、給水人口10万人以上の地方公共団体が経営する事業体での受託実績を有すること。
- ⑨ 市からのシステム保守及び業務応援の要請に対し、迅速に対応可能な体制を整えることができる能力を有すること。なお、システム保守に対応する拠点が遠隔地となる場合は、市からの要請に対し、遠隔にて迅速にシステム保守や支援を行う能力を有していること。
- ⑩ 次に掲げる公的認証のいずれかを取得している法人であること。
 - ・日本産業規格 J I S Q 15001 個人情報保護マネジメントシステムに適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している法人であること。
 - ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である、I S O / I E C 27001の認証を取得している法人であること。
- ⑪ 地方自治法第243条の2の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定を受けることができる資格及び要件を満たしていること。

第5条 実施日程

項目	実施期間または期日	備考
参加募集の公告	令和8年4月20日(月)	
質問書の受付期間	令和8年4月20日(月) ～5月7日(木)	電子メールによる受付
実施要領等の公表・配布	令和8年4月20日(月) ～5月22日(金)	市ホームページに掲載及び 担当部署で配布
参加表明の受付期間	令和8年4月20日(月) ～5月22日(金)	持参または郵送による提出
参加資格決定通知	令和8年5月29日(金)	郵送または電子メールにて 通知
質問書への回答期限	令和8年6月15日(月)	市ホームページに掲載
提案書等の提出期限	令和8年7月3日(金)	持参または郵送による提出
プレゼンテーション システムデモ及び審査	令和8年7月21日(火) ～7月22日(水)	詳細は別途通知
選定結果の通知	令和8年8月7日(金)	郵送または電子メールにて 通知
選定結果の公表	令和8年8月7日(金)	市ホームページに掲載
契約交渉期間	令和8年8月10日(月) ～8月31日(月)	
業務委託契約の締結	令和8年9月1日(火) を予定	

※都合によりスケジュールが変更となった場合は、参加事業者に連絡を行う。

第6条 所管課

〒425-0045 静岡県焼津市祢宜島20番地の1
 焼津市上下水道部 水道総務課
 電話：054-624-0111 FAX：054-623-6926
 E-mailアドレス：suidou_soumu@city.yaizu.lg.jp

第7条 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和8年4月20日(月)～令和8年5月22日(金)

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日等」という。)を除く午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時を除く。

閲覧場所：第6条に規定した提出場所と同じ

※焼津市水道事業のホームページよりダウンロードすることも可能

(<https://www.city.yaizu.lg.jp//business/bid-contract/info/proposal/suidou-r8-meter-reading.html>)

第8条 質問書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和8年5月7日（木） 午後5時必着

提出書類：様式第8号「質問書」

提出先：第6条に規定したE-mailアドレス

提出方法：電子メールのみ

第9条 質問の受付及び回答

- (1) 令和8年6月15日（月）までに取りまとめ、市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。
- (2) 質問の回答にあたり、質問者名については公表しないほか、質問事項が重複していると市が判断したものは適宜整理して回答する。
- (3) 市は、本プロポーザルの趣旨からかけ離れていると思われる質問については回答しないものとする。
- (4) 質問に対する回答は、この要領並びに水準書及び添付資料と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

第10条 参加表明にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 応募書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 書類提出後は、書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提供資料の取り扱い
市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となることを留意すること。
- (7) 提案者自ら提案内容を公表または宣伝しないこと。

第11条 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和8年5月22日（金） 午後5時（必着）

提出場所：第6条に規定した提出場所と同じ

提出方法：持参または郵送

提出書類：①様式第1号「参加表明書」

②様式第2号「会社概要」または会社パンフレット

③様式第3号「各業務の受託実績」

④上下水道料金システムパッケージのパンフレット

⑤ライバシーマーク、ISO/IEC 27001 の登録証等の写し

- ⑥法人税（個人事業主の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納がないことを証明するもの。個人事業主の場合は、納税証明書の様式その3またはその3の2。法人の場合はその3またはその3の3のいずれか。発行日より3カ月以内のもの。写し可）
- ⑦終了した直近の事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人事業主の場合は、貸借対照表及び損益計算書）の写し

第12条 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和8年5月29日（金）までに様式第4号「参加資格決定通知書」を郵送または電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

第13条 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第9号「焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託に関する公募型プロポーザル辞退届」により、令和8年7月17日（金）午後5時（必着）までに、焼津市上下水道部水道総務課へ届け出るものとする。

第14条 選定結果の通知及び公表

契約候補者選定後、選定または非選定の結果を、第5条に規定する期日までに提案者全員に通知する。また、第5条に規定する期日に、下記項目において市ホームページにおいて公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

なお、市は選考の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じないものとする。

- (1) 随意契約の名称及び内容
- (2) 契約候補者の名称及び選定理由
- (3) 評価の結果（提案者の名称、第1順位候補者とした委員の人数及び総合点）

【以降、参加資格を有する提案者の手続き内容】

第15条 提案にあたっての留意事項

- (1) 提案に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案に関して使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 書類提出後は、書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (4) 市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となることを留意すること。
- (6) 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知するものとする。
- (7) 提案書に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

第16条 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和8年7月3日（金） 午後5時（必着）

提出場所：第6条に規定した提出場所と同じ

提出方法：持参または郵送

※提案者は、次の要件により提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	説明	様式
①	提案書表紙	指定の様式を使用すること	様式第5号
②	提案書	以下の項目を記載すること (水道料金等検針収納業務) ・受託実績 ・窓口業務に関する提案 ・検針業務に関する提案 ・料金収納に関する提案 ・業務実施体制及び支援体制 ・個人情報の保護に対する考え方 ・防災、災害対策に対する考え方 (上下水道料金システム用ハードウェア 機器調達業務) ・導入機器の詳細 ・導入台数 ・保守及び支援の対応 (上下水道料金システム導入業務) ・システム概要 ・導入実績 ・導入体制 ・データ移行 ・システムの安定稼働対策の提案 ・保守及び支援体制 ・システムの共同化など将来的な広域化に 対する提案	様式任意 ※下記3項 提案書作成要領 を参照
③	システム 機能確認書	指定の様式を使用すること	様式第6号 ※下記4項を参照
④	提案価格書	指定の様式を使用すること。	様式第7号 ※下記5項を参照
⑤	提案価格 内訳書		様式任意 ※下記5項を参照

・表紙に①様式第5号「提案書」を使い、②～⑤と一緒に綴じること。

(2) 提出部数

正本を1部、副本を10部提出すること。

(3) 提案書作成要領

・使用ソフトはWordおよびExcelまたは、PowerPointとし、原則としてA4版で出力すること。

- ・文字の大きさは、10ポイント以上とする。
- ・提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とする。
- ・ページ数は、50ページ以内とすること。
- ・水準書の内容を参考に、焼津市に適すると思われる提案を行うこと。提案書の記述にあたっては、当該項目内で完結すること。
- ・「その他提案」には、上記（1）で示した提案書に記載すべき項目の他に、日常の滞納整理業務や収納率改善等本市にとって有益な提案・貢献があれば記載すること。
- ・説明は文書をもって行い、図等はその補助として用いること。また、図のみの説明とならないように留意すること。
- ・書類には、ページ番号を表記すること。

（4）システム機能確認書作成要領

- ・回答欄に「A～D」を記載すること。
- ・備考欄には、カスタマイズの概要、代替案による提案などを記載すること。
- ・カスタマイズやオプションシステムが必要な場合、これにかかる費用は、提案価格に含めること。

（5）提案価格書及び提案価格内訳書作成要領

- ・提案価格書は、焼津市水道料金等検針収納業務、焼津市上下水道料金システム用ハードウェア機器等調達業務、及び焼津市上下水道料金システム導入業務に係る総額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。なお、焼津市上下水道料金システム導入業務においては、新システムへのデータ移行費用、有償カスタマイズ費用等を含めて総額を提示すること。
- ・提案価格の内訳は、以下の①から③の項目ごと算出すること。あわせて、合計の提案価格を提示すること。（様式任意）

① 水道料金等検針収納業務

項目	内容
委託料	・水道料金等検針収納業務委託料（60ヵ月分）
人件費	・検針収納業務に従事する職員（検針員を含む）の給料・賃金・諸手当ほか ・福利厚生費（健康診断費等） ・保菌検査に係る費用
物件・物品費	・防犯対策等に係る保険費 ・車両費（修繕費を含む） ・賃借料 ・維持費（燃料費等） ・備品消耗品費 ・帳票管理費（電子帳票等各種帳票作成に係る費用） ・被服費 ・通信費 ・その他経費

② 上下水道料金システム用ハードウェア機器等調達業務

項目	内容
デスクトップPC関連費用	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員が利用するデスクトップPC … 6台 ※モニター・キーボード等の周辺機器・各種ソフトを含む ・検針収納業務委に従事する職員が利用するデスクトップPC …必要台数 ※モニター・キーボード等の周辺機器・各種ソフトを含む
プリンター、シーラー関連費用	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンター機器（窓口用プリンター及び高速プリンター） ※納付書等を印刷する高速プリンターの印刷スピードは、毎分70枚以上を必須条件とする ・シーラー機器 … 1台 ・その他、これらの運用に必要な機器類
検針機器費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディターミナル等検針業務機器（25台前後） ※バッテリーや充電機など、運用に必要な機器を含む
保守費用	<ul style="list-style-type: none"> ・各機器のメンテナンス及び保守費用
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・納品費等の諸経費 ・その他、業務上必要となる機器の調達費、維持管理費

③ 上下水道料金システム導入業務

項目	内容
ソフトウェア関連費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金システムパッケージ ※上下水道料金システムの運用方法はクラウド方式とする。 ・ハンディターミナル等検針業務用ソフトウェア ・システム運用に必要となる付属ソフトウェア
プログラム製造費用	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム製造費 ・カスタマイズ費用
導入費用	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムから新システムへのデータ移行 ・新システムの環境設定 ・端末との調整・設定 ・各種帳票類の印刷テスト ・マニュアル作成 ・システム導入指導、システム操作研修
通信費用	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター利用料 ・回線利用料
保守費用	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守費用
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費、維持管理費 ・交通費 ・その他、業務上必要となる費用

第17条 提案書等のプレゼンテーション、システムデモ及びヒアリング

- (1) 実施日時：令和8年7月21日（火）及び7月22日（水）
 - ※日時については、別途通知を行う。
 - ※参加資格業者数によりスケジュールが変更となる場合がある。
 - 変更となる場合は、市から提案者に連絡を行う。
- (2) 審査場所：焼津市水道庁舎（〒425-0045 焼津市祢宜島20番地の1）
- (3) 実施時間：1事業者あたり1時間30分（説明1時間、質問30分）とする。
ただし、参加者数により短縮される場合がある。
- (4) 出席者：原則として5名以内とし、各システムに対し選定委員の質問に回答できる担当者が同席すること。
ただし、市が審査に必要と判断した場合は、出席者の増員ができるものとする。
- (5) 準備品：プロジェクター及びスクリーンは、水道庁舎の備品を使用できるものとする。
ただし、デモ用パソコン等その他の機器は、提案者で準備すること。
- (6) 実施順：提案書の受付順とする。
なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げるものとする。

第18条 評価基準及び優先交渉権者

(1) 評価基準

受注者選考にあたっては、焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託に関する公募型プロポーザル選定委員会が、別紙「焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託に関する公募型プロポーザル選定評価基準」に基づき評価をする

(2) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定においては、提出された提案書の内容、システム機能確認書、提案価格及びプレゼンテーション等を公平かつ客観的に評価し、選定する。

複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合には、くじにて優先交渉権者を決定する。また、くじについての辞退はできないものとする。

なお、適合する事業者がない場合、「適合事業者なし」とし、再募集する場合がある。

第19条 無効となる提案書等

提案書等が、以下に該当する場合は、無効となることがある。

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・一つの事業者が複数の提案を行ったとき
- ・指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ・提案価格書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたいもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

第20条 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は、失格となることがある。

- ・本要領に定める手続き以外の手法により、関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ・ヒアリング時に担当者が欠席した場合

第21条 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約について

優先交渉権者と契約交渉を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

契約は、「焼津市水道料金等検針収納業務」、「焼津市上下水道料金システム用ハードウェア機器等調達業務」及び「焼津市上下水道料金システム導入業務」の包括契約を締結するものとする。

(2) 費用の請求及び支払い

費用の請求は、「焼津市水道料金等検針収納業務」における毎月の委託業務が完了した後、月毎に契約金額の60分の1相当額を請求するものとする。

また、費用の支払いは、市が有効な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(3) 契約内容の継続が困難となった場合の措置

①受注者の債務不履行の場合

受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合、または不履行が見込まれる場合には、市は受注者に対し修復勧告し、一定期間内に修復策の提出およびその修復を求めることができるものとする。

受注者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとする。

②市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により受注内容の継続が困難となったときは、受注者は契約を解除できるものとする。この場合において、受注者が契約を解除した場合、受注者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとする。

③その他契約内容の継続が困難となった場合

不可抗力または当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合、市および受注者双方により契約内容の継続について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市または受注者は、契約を解除できるものとする。

第22条 その他

提案を辞退した事業者、または審査の結果、市と契約に至らなかった事業者は、市から得た資料・情報等を速やかに処分すること。